

丹生ダムと「基礎原案」

平成15年9月20日

「関西のダムと水道を考える会」

(代表)野村東洋夫

近畿地方整備局が9月5日に提示した「淀川水系河川整備計画基礎原案」は、瀬田川洗堰操作規則の見直しに一步踏み込むなど斬新な部分も含まれているものの、こと「丹生ダム」に関する限り、相も変らぬ矛盾に満ちた記述が多いと言わざるを得ません。

(記述1)

“琵琶湖における急速な水位低下と低い水位の長期化が生態系に及ぼす影響の軽減策を緊急に実施する必要がある”(p、56)

「軽減策」とは丹生ダムの「環境改善容量」を意味しているのですが、何故“緊急に実施する必要がある”のか、理解に苦しみます。まずは水位低下の及ぼす影響について時間を掛けて十分な「調査検討」を行うべきではないでしょうか？

(記述2)

“急激な水位低下の抑制策としては、丹生ダム等の貯留施設が有効である”(p、56)

当会が近畿地方整備局に提出した質問書「丹生ダム「環境改善容量」についての質問」(平成15年6月25日付、第21回淀川部会参考資料1 378)において述べましたように、琵琶湖の急激な水位低下の最たるものは、毎年5月半ばから6月16日までの1ヶ月間で行われる約50cmの水位低下であり、正にこの時期が琵琶湖魚類にとって最も重要な産卵期である訳ですが、この水位低下操作が「瀬田川洗堰操作規則」に従って行われているものである以上、たとえ丹生ダムを造り、これに「環境改善容量」と称する約9000万m³の水を貯留したとしても、この水を琵琶湖に放流出来るのは6月16日以降であり、しかもその水位効果は僅かに14cmでしかありません。しかも、この放流が必要となるのは「空梅雨」の年だけであって、通常の降雨のある多くの年においては琵琶湖の水位は下がらないのですから、その必要性はゼロです。

従って丹生ダムの「環境改善容量」は極めて非効率的なシロモノであり、上記の“丹生ダム等の貯留施設が有効”との記述は誤りと言っても過言ではありません。

(記述3)

“琵琶湖への補給水を活用して淀川水系の異常渇水時に緊急水を補給することができ

る” (p、56)

これこそ誤った記述の最たるものであることは、前述の当会質問書で明らかにしている通りです。即ち、「空梅雨」の年において、これに追い討ちを掛けるように7月下旬から8月に掛けても晴天が続き、纏まった降雨の無い場合に、これに淀川流域の水需要のピークが重なって、琵琶湖の水位がどんどん低下する状態を「異常渇水」と呼んでいる訳です。しかし丹生ダムの「環境改善容量」約9000万m³の水位効果は、前述のように琵琶湖水位を僅かに14cm上げる程度のものでしかありませんから、空梅雨の年の6月～7月における琵琶湖の急速な水位低下を緩和するために、この時期に既にほぼその全量が注入されてしまっている筈です。しかもその後も琵琶湖周辺地域で晴天続きだったからこそ、8月後半に琵琶湖水位がマイナス90cm以上に下がる「異常渇水」状態になるのですから、この時期に丹生ダムにだけ大量の水が蓄えられている筈がありません。従って(記述3)は現実離れした全くの空論です。

私達が前述の質問書を近畿地方整備局に提出したのが6月25日ですから、あれから「基礎原案」の出た9月5日までに2ヶ月以上の期間があったのですが、整備局は私達の質問に回答しようとしないうばかりか、今回の「基礎原案」において再び同じ誤った主張を展開しています。

旧建設省の誇り高き技術者集団のプライドはどこに行ったのでしょうか？

もし自分達の主張に自信があるのなら、是非とも私達の質問書に回答して頂きたいものです。

(以上)